

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		犬の事故届の提出指導
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		動物の愛護及び管理に関する条例 狂犬病予防法
条 項		動物の愛護及び管理に関する条例 第 8 条第 1 号及び第 2 号 第 16 条 狂犬病予防法第 4 条第 1 項及び第 3 項 第 5 条第 1 項及び第 3 項
所 管 課		保健衛生局 保健部 動物愛護ふれあいセンター (電話：048-840-4150)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	<p>人の生命、身体又は財産に害を加えることのないよう、犬を係留し、又はさく、おり等の囲いの中で飼養すること。咬癖のある場合は、必要に応じて口輪をかける方法等により飼養すること。</p> <p>犬の飼い主は、その飼養している犬が人をかんだときは、被害者に対する適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとるとともに、直ちにその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>飼い主は、狂犬病の有無を確認するために、直ちに当該犬を獣医師に検診させなければならない。</p> <p>犬の所有者は、犬を取得した日（生後 90 日以内の犬を取得した場合には、生後 90 日を経過した日）から 30 日以内に、市長に犬の登録を申請しなければならない。</p> <p>市長は、登録の申請があったときは、原簿に登録し、その犬の飼い主に犬の鑑札を交付しなければならない。</p> <p>犬の所有者は、鑑札をその犬に着けておかなければならない。</p> <p>犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。</p> <p>市長は、予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。</p> <p>犬の所有者は、注射済票をその犬に着けておかなければならない。</p>
	備 考	